

発行/三原市人権推進課
 編集/三原市大和人権文化センター
 住所/三原市大和町下徳良107番地1
 電話/0847-33-1308

三原市大和人権文化センターだより

部落差別のない社会を実現するため、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

2016年12月16日施行

同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形作られた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、何人にも保障されている市民的権利が不完全にしか保障されていないという、我が国固有の重大な人権問題です。

同和問題の解決に向けて、1969年の同和对策事業特別措置法により、住環境等の整備が進められてきましたが、2002年「特別措置法」失効により、就労、教育、生活、福祉のすべてにおいて格差は広がっています。

また、いまだに差別発言やインターネット上での差別を助長するような内容の書き込みがされるといった事案も発生しています。差別や偏見に基づく行為は、人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されるものではありません。

この法律は、理念法であるものの、部落差別の存在を認知したとともに、「部落差別の解消」という用語を法律で明記したことに意義があります。

部落差別の解消の推進に関する法律では、次の6点が規定されています。

- ① 部落差別の存在を認知した
- ② 部落問題の解決を初めて法律で明記した
- ③ 「部落差別解消のための施策実施」を国及び地方公共団体の責務とした
- ④ 相談体制の充実を打ち出した
- ⑤ 部落問題に関する教育及び啓発の実施を明記した



2月・3月の各教室等のご案内

生け花教室のお知らせ

日時 3月1日(金)
 13:30~15:30(予定)
 講師 西川 千代美さん
 お花代 2,000円程度
 持参物 剣山、花バサミ、ノート
 ※お花の準備がありますので、申し込みは
 2月22日(金)までをお願いします。

さわやか健康体操のお知らせ

日時 2月7日(木)・14日(木)・21日(木)・28日(木)
 13:30~14:30
 持参物 バスタオルなど床に敷くもの

問い合わせ先 高齢者福祉課(0848-67-6055)

大和地域センター心配ごと相談のお知らせ

日時 2月15日(金) 9:00~12:00
 場所 大和人権文化センター 会議室
 相談内容 暮らしの相談・行政相談
 相談員2名で対応します。次回は、3月15日(金)の
 予定です。

電話による相談も受け付けています。
 大和人権文化センター(0847-33-1308)

人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。

相談は無料で秘密は守られますので、気軽に相談してください。

●相談日時 土・日・祝日は除く
 8:30~17:00

●場所 三原市大和人権文化センター

●電話 0847-33-1308

~登録型本人通知制度へ登録を~

部落差別の解消の推進に関する法律

平成 28（2016）年法律第 109 号

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。